

農地・農業用施設が被災した場合に（営農者の方々へ）

- 農地・農業用施設が被災した場合には、国の補助の対象となる災害復旧事業で行える場合があります。
- ただし、小さな被害(40万円未満)の場合には、国からの補助の対象となりません。

農地や農道、水路などの農業用施設が自らの手に負えないほど被災した場合には、必ず市町村に一報し、担当職員と相談して下さい。

(注意) 市町村に相談せず被害の写真等がないまま復旧を実施した場合には、国からの補助の対象とならない可能性もあります。

復 旧 事 例

1. 農地



豪雨による河川増水で被災した農地

市町村と相談

復 旧



復旧した農地

2. 水路



土砂が堆積した水路

市町村と相談

復 旧



復旧した水路

相談先は、本庁 農村整備課 もしくは 各支所 産業建設課へ